3　戦没者の慰霊

(1) 慰霊の日の制定（「慰霊の日」設置に関する事項）

「慰霊の日」を制定し、休日とすることについては、１９６１年（昭和３６年）６月６日、当時の琉球政府立法院において、「住民の祝祭日に関する立法」（案）が議員発議され、審議の中で「慰霊の日　６月２２日　沖縄戦の戦没者の霊を慰める。」「平和の日　８月１５日　終戦を記念し、平和を祈る。」を「慰霊の日　６月２２日　沖縄戦の戦没者の霊を慰め、平和を祈る。」として、「平和の日　８月１５日」を削除して原案を修正、可決された。

「慰霊の日」は、全住民が亡き人々の尊い犠牲を無駄にせず、二度と残酷な戦争が発生しないように祈念しつつ、戦没者の霊を慰める日とする趣旨で「６月２２日を休日とする「住民の祝祭日に関する立法」が議決され、１９６１年（昭和３６年）７月２４日に公布された。

その後、１９６５年（昭和４０年）に同法の一部改正で、慰霊の日「６月２２日」が「６月２３日」に改められた。

「慰霊の日　６月２２日」と定めたのは戦時の沖縄防衛第３２軍司令官牛島満中将及び同参謀長長勇中将の自決により完全に日本軍の指揮統師が失われ、沖縄戦は事実上終了したことによる。

この自決した日が「６月２２日」であるとされていたが、これが「６月２２日」ではなく「６月２３日」であると、沖縄観光協会事務局長山城善三氏らの証言で「６月２３日」に改められたものである。

この「住民の祝祭日に関する立法」の制定に伴い、「琉球政府職員の休日に関する立法」が制定され、「慰霊の日」についても県職員の休日とされた。

以後、「慰霊の日」は、住民の休日として本土復帰まで行政機関をはじめ、学校や民間企業においても休日とされ広く定着してきたが、本土復帰により「国民の祝日に関する法律」が適用されることとなった。

そのため、「慰霊の日」の制度的根拠が希薄となったため、昭和４９年に「沖縄県慰霊の日を定める条例」が制定され、６月２３日が「慰霊の日」として定められた。

この条例の提案理由は、去る大戦において多くの生命、財産及び文化的遺産を失っ

た我が県は、戦争の悲惨さに深く思いをいたし、再び戦争が起こることのないように、恒久平和を願い、戦没者の霊を慰めるため慰霊の日を定め、その理念を永久に保持しようとするものであるとされている。

一方、県職員の休日としての「慰霊の日」については、本土復帰時において、職員の勤務条件の一つとして、「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例」により、勤務を要しない日として「慰霊の日」が位置づけられていた。

昭和６３年の地方自治法の改正により、地方公共団体の休日を条例で定めることと併せて、休日とする日が限定的に規定されたため、「慰霊の日」を県の休日とすることができなかったため、県としては、「慰霊の日」が設けられた歴史的背景や県民感情等を考慮し、「慰霊の日」を従来どおり県職員の休日として存続できるよう国に法的措置について要請した。その結果、平成３年４月２日に地方自治法が改正され、同法第４条の２第３項の規定により、「地方公共団体において特別な歴史的、社会的意義を有し、住民がこぞって記念することが定着している日で、広く国民の理解を得られるようなものは、休日として定めることができる。」とされ、自治大臣との協議を得て６月２３日の「慰霊の日」についても県の休日とすることができることとなったものである。

なお、琉球政府立法院における「慰霊の日」の発議から立法制定までの議事録をここに記述した。

資料　　「慰霊の日」の発議から立法制定までの立法院議事録

【第十八回議会本会議（第一読会）】

○議長（長嶺秋夫君）　日程第一、住民の祝祭日に関する立法案を議題といたします。

第一読会であります。発議者の趣旨説明を求めます。

立法案第５３号

住民の祝祭日に関する立法案

右の議案を発議する。

１９６１年６月６日

発議者　行政法務委員会　委員長　下里　恵良

立法院議長　長嶺　秋夫殿

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

住民の祝祭日に関する立法

第一条　自由と平和を求めてやまない琉球住民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに住民こぞって祝い、感謝し又は記念する日を定め、これを「住民の祝祭日」と名づける。

第二条　「住民の祝祭日」を次のように定める。

元　　旦	1月1日	年のはじめを祝う。
成人の日	1月15日	おとなになったことを自覚し、みづから生き抜こうとする青年を祝いはげます。
春分の日	春　分　日	自然をたたえ、生物をいつくしむ。
琉球政府創立記念日	4月1日	琉球政府の創立を記念し、琉球の発展を期する。
天皇誕生日	4月29日	天皇の誕生日を祝う。
こどもの日	5月5日	こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。
母の日	5月第2日曜日	母の苦労を慰め、その恩に感謝する。
慰霊の日	6月22日	沖縄戦の戦没者の霊を慰める。
お盆の日	旧暦7月15日	先祖の霊に供養を行い、冥福を祈る。
平和の日	8月15日	終戦を記念し、平和を祈る。
としよりの日	9月15日	老人の福祉について関心を高め、明るく豊かな生活が出来るよう推進する。
秋分の日	秋分日	先祖をうやまい、なくなった人々をしのぶ。
体育の日	10月第二土曜日	スポーツを盛んにし、健康を祝う。
文化の日	11月3日	自由と平和を愛し、文化をすすめる。
勤労感謝の日	11月23日	勤労をたっとび、生産を祝い、住民たがいに感謝しあう。

第三条　「住民の祝祭日」は、休日とする。

付則

この立法は、公布の日から施行する。

（下里恵良君登壇）

○下里恵良君　ただ今議題となりました住民の祝祭日に関する立法案につきまして、委員会におきまする審議の経過及び提案の理由を御説明申し上げます。

一九六一年 二月一日当委員会に「年寄りの日」を法定祝日にすることに関する陳情、及び五月三十日に、法定休日「戦没者慰霊の日」の制定に関する陳情が付託されているのでございます。当委員会といたしましては、本陳情を審議するに当たりまして、琉球の現状からして、単に、「としよりの日」及び「慰霊の日」だけでなく、琉球全住民がこぞって祝い、感謝し祀り、あるいは記念する祝祭日の立法化について考慮し、二月八日より第六回に旦り委員会を開き、新聞社、経営者協会、労仂組合等の代表者及び文化人代表として山里永吉氏等を招致し、その意見を聴取いたしました。

又日本国及び外国の実例も検討し、或は記念日に関する法令等も調査いたしまして慎重に審議をいたしました結果、立法化することに決定いたした次第でございます。

大統領行政命令第二節によりますと、合衆国は琉球列島を統治するに当たりましては、民主主義の原理を基礎といたしまして琉球列島住民の福祉及び安寧の増進のために全力を尽くし、住民の経済的、文化的向上を絶えず促進しなければならないと規定され、又米国民政府布令第六十八号「琉球政府章典」第五条におきまして幸福追求に対する権利が謳われており、文化的生活の向上という観点からいたしましてわが琉球のの現状を見た場合、琉球住民の祝祭日の設定の必要性が要請されて来るのでございます。

従来－戦前－は、皇室の祭典で行われる日がいわゆる祝日でございまして、国及び国民一般の恒例としての祝いの日がいわゆる祝日であったのに反しまして、本立法案では祖国日本の祝日を採り入れただけでなく琉球の特殊地域的伝統、習慣等を考慮いたしまして、住民大衆をあげて容易に納得し本当に心から祝い、感謝し、祀りあるいは記念し、参加し得べきものを採り入れましたのでございます。

従いまして、国家的、神道的な色彩は全然これを払拭されているわけでございましてこの祝祭日の選定におきまして民主主義の新しい理念の趣旨に副うようにしたいのでございます。

次に本法案の内容を簡単に申し上げますと第一条は祝祭日全体の呼び方を決めたものでございます。

第二条は個々の祝祭日を決めたものでございます。次に各祝祭日の設定及び選定の理由をもうしあげます。　　（　中　略　）

第八条は、「慰霊の日」で六月二十二日でございます。世界戦史始まって以来まだかつてその類例を見ない程悽惨苛烈を極めた沖縄戦は一九四五年　三月二五日未明、慶良間諸島の米軍上陸に始まり、六月二二日の第三二軍司令官牛島満中将及び同参謀長長勇中将の自決により完全に日本軍の指揮統師は失われ、実に八十余日の長きに旦る決戦で一九四五年　六月二十二日ここに沖縄戦は事実上終了したのでございます。この間に日本側の戦死者約九万五千、アメリカ側約一万二千、更に八万七千余にのぼる沖縄住民の尊い生命が犠牲となり、合計しめて約二十万人の尊い人命が地球上から消滅したのでございます。この中にはうら若き、若木のような学徒隊も入っており、又疎開のために航海中船が沈んで死んだいたいけな学童も入っております。これらの戦没者のことを考えるときわれわれは正に断腸の思いがするのでございます。私達は戦没者の英霊を慰め、冥福を祈らずにはいられません。ここに全住民が亡き人々の尊い犠牲を無駄にせず、二度と残酷な戦争が発生しないよう祈念しつつ戦没者を慰める日を設定した次第でございます。

（　中　略　）第十は「平和の日」八月十五日でございます。

一九四五年　八月十五日第二次世界大戦の終戦を迎え、戦争の残酷性を身をもって知った住民は悪夢から覚めた思いがしたのであります。今後戦争が発生しないように永久に、平和であることを祈るためこの日を記念すべき日といたしました。　（　中　略　）

○議長（長嶺秋夫君）質疑に入ります。　　（　中　略　）

○嘉陽宗一君　休みの日が多いということは非常に結構であります。ただこの六月二十二日の慰霊の日と八月十五日の平和の日は、いずれも沖縄と戦争ということにつながっておると思いますが、なぜ二つも休日を設定なされたか、お尋ねいたします。

○下里恵良君　お答えします。先に説明を申し上げました通り、六月の二十二日は琉球の全住民に取りましては非常に思い出深い日でございまして、琉球の住民の特殊感情その他を生かしまして、この日は約二十万の人間が沖縄の苛烈な戦争で亡くなっておりますので内外及び住民の霊を慰めるという意味で六月二十二日は慰霊の日としたわけであります。八月十五日は同じ戦争関係の日ではございますが、これは第二次世界大戦がこの日によって終結をいたしたのでございまして、世界で最も苛烈な戦争下におかれて苦しみをしたわれわれとしては、やはり平和を希望するという面においてこの日を記念した方がよろしいという決議の下に、この日を平和の日として設定したわけでございます。

○嘉陽宗一君　なぜ本員がこれをおききするかと申しますと、これは理屈はひねればいくらでも出て来ると思いますが、戦没者の霊を慰めるということはこれはすなわち平和を祈る心に通ずると思います。ひねって考えるわけではないんだが、平和の日八月十五日、八月十五日平和の日というのは日本でも休日と制定されてないと聞いております。向こうではむしろ敗戦の日を思い起こしたくないという意味から制定されていないじゃないかと私は考えておりますが翻つては沖縄は八月十五日を平和の日にするのはおかしいと思う。これもいじけた考えでありますが、この八月十五日を期してわれわれは祖国からも見離されたんじゃないかというふうに考えるわけであります。これを日本全国として考えまするならば、戦争が済んであの悪夢からさめたと、あの悪夢を、ああいうふうな戦争を二度とすまいという平和を祈る心というのは、あの当時はむしろくやしがってじだんだふんだのではないか。そしてその日こそ、その八月十五日から困苦欠乏に堪えて立ち上がらなければならないというこの第一歩を踏み占めたということをむしろ考えるべきじゃないか。そういった面から考えてみますならば、八月十五日はのほほんと平和を祈るから漠然と休んでいいか、考えるわけでございます。むしろその日だけは出勤時間も一時間だけ早くして、普通の日よりも一倍半位仂くべきではないか、こういうふうに考えるわけでございます。なお二読会に持ち越されると思いますが、八月十五日の平和の日を再検討して頂くよう要望いたします。　（　中　略　）

○議長（長嶺秋夫君）　外に質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

第一読会を終わりまして、その審査を行政法務委員会で付託いたします。

――――◇――――◇――――

【第１８回議会（定例）】

立法院行政法務委員会議録　第七十七号

一九六一年六月十二日（月曜日）

午前十時二十七分開会

――――――――――――――――――――

出席者

委員長　下里 恵良　　副委員長　桑江 朝幸

委　員　山川 泰邦　長浜 清栄　新里 清篤　知念 朝功　古堅 実吉

参 考 人　　立法院職員労仂組合書記長　　比嘉 秀雄　　新垣 勝市

本日の会議に付した案件

一、不正競争防止法案

一、住民の祝祭日に関する立法案

一、「政府公務員の休日休暇に関する立法」の制定方にする陳情

○委員長（下里恵良君）　ただ今から本日の委員会を開会いたします。

不正競争防止法案、住民の祝祭日に関する立法案、裁判所職員定員法の一部を改正する立法（勧告）を議題といたします。不正競争防止法案を先議したします。（行政法務委員会議録第十五号参照）第一読会で本件について疑問の点或いは新旧両法の相違点でございますが、これは審議を終わってすでに対照表を差し上げてございます。それで資料をもう一ぺんお読みいただきまして審議を続行したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異疑なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、審議を続行いたします。

○委員長（下里恵良君）　次に住民の祝祭日に関する立法案を議題といたします。

（行政法務委員会議録第六十七号参照）速記を止めて。

（速 記 中 止）

○委員長（下里恵良君）　速記を始めて。

○古堅実吉君　前にも主張したことなんですが、八月六日は世界中ではじめて、歴史上はじめて人を殺す目的で原子爆弾が投下され、広島で幾十万の人がその犠牲になった日なんです。現在における戦争といえば核兵器に結びつけて考えられない戦争はないし、その核兵器戦争になれば人類の絶滅だという事がいわれております。それで原爆に反対ということは平和を守るということと同一に扱われているというふうに考えられます。平和を守らなければならないということが世界的に強くなっている。本土でも毎年八月六日頃から平和を守る大会ということで、世界の四、五十ヶ国から毎年数百名の代表が集って、再びこのような悲劇を繰り返しちゃいけないというようなことで大きな行事がなされておりますそれで八月六日は平和を守るという意味で非常にふさわしいんじゃないかと、こう思いまして前にも発表したと思いますが、幸い８月１５日じゃまずいんじゃ

ないかという意見が出ておりますし、再び八月六日ではどうかということで審議をしていただきたいと思います

○桑江朝功君　「慰霊の日」六月二十二日、「平和の日」八月十五日、その精神に変わりはないと思います。六月二十二日沖縄戦の終了戦没者の霊を慰めると同時に、われわれは再びこのような残虐な戦争をもたらさないように祈るという点で六月二十二日の沖縄戦の終了、戦没者の霊を慰めると同時に平和を祈るということが最も正しいんじゃないかと思っておりますが、そういう意味におきまして八月十五日は、私の個人的な面からいたしまして、削除して、そのかわり「慰霊の日」の六月二十二日の戦没者の霊を慰めると同時に平和を祈るという言葉をさしはさんでいいんじゃないかと思っております。

○委員長（下里恵良君）「平和の日」以外に何か疑問になるような点、或いはその他の審議すべき点はございませんか。瑞慶覧議員の質問で、元日とお盆を二日にしてくれというような、これは要望でございますが、この点についてはどんなものですか。速記を止めて　　（速 記 中 止）

○委員長（下里恵良君）　速記を始めて。

公務員の休日休暇に関する立法制定方に関する陳情がきておりますが、これも住民の祝祭日に関する立法と関係がございますので、同時に審議することに御異議ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、同時に審議いたします。

○新里清篤君　住民の祝祭日制定の原則の一つは、できるだけ本土国民とともにいわゆる祝祭日を制定したいというのが一つ、それから沖縄の特殊事情を、長い歴史伝統に立っている行事について祝うということが一つ、それから本土の全国民としての祝い日と沖縄の特殊事情に基づく祝祭日の調和をはかる。この三つが原則と思うのですが、私は、「平和の日」は現在日本でもこれは祝祭日にはなっていない。それからさっき古堅議員がいわれた八月六日も「平和の日」として制定されていないという点からさっき桑江議員がいわれた沖縄戦の戦没者の霊を慰め平和を祈念する六月二十二日の日等の関係から「平和の日」は制定の要がないという意見であります。「慰霊に日」はそのまま六月二十二日に制定する。それからお盆については先ほども少し申し上げたのですが、これは何といっても紙の上で祝祭日を制定するということではなしに、本当に血や心がかよっていて住民から心から祝える祭りじゃないといかない、こういう建前から旧暦の七月十

五日にする方が適切だと、今の案通りにした方が適切だとそういうふうに考え、その他はこの案の通りにした方が適切だと、こう考えます。

○委員長（下里恵良君） 速記を止めて。

（速 記 中 止）

――――◇――――◇――――

【第１８回議会（定例）】

立法院行政法務委員会議録　第八十号

一九六一年六月十五日（木曜日）

午前十時二十一分開会

――――――――――――――――

出席者

委 員 長　下里 恵良　　副委員長　桑江 朝幸

委　員　　山川 泰邦　　長浜 清栄　　新里 清篤　　古堅 実吉

――――――――――――――――

本日の会議に付した案件

一、住民の祝祭日に関する立法案

――――　略　――――

○委員長（下里恵良君）次は住民の祝祭日に関する立法案を議題といたします。本件も大体審議終了のようでございますので八月十五日の「平和の日」、これは嘉陽議員の質問によってあまり思わしくないということでございますので、これをとりまして、そのほかは原案のまま第二読会に上程したいと思いますが、御異議ございませんか。

○桑江朝幸君　六月二十二日の「沖縄戦の戦没者の霊を慰める。」の下に「平和を祈る」という字を入れたらどうですか。

○委員長（下里恵良君） 速記を止めて。

（速 記 中 止）

○委員長（下里恵良君） 速記を始めて。住民の祝祭日に関する立法に関係する他の法律がございます。公務員法の第六十八条及び立法第二号琉球政府職員の休日に関する立法でございます。この二つの法律を改正及び削除する必要があると思うのでございますが、これについてお諮りいたします。住民の祝祭日に関する立法の附則にはごたごた文句を

諞わずに、この法律をおのおの適用する部分だけ改正した方がよろしいと思うのでございますが、速記を止めて。

（速 記 中 止）

○委員長（下里恵良君） 速記を始めて。

○山川泰邦君 立法第二号に関連する事項は明日まで検討することにしたらどうですか。

○委員長（下里恵良君） 検討することにしたらというような御意見がございますので、明日までさらに検討することに決定したします。それで本法案は関係法文の整備は直ちに本議会ですることにして、そのまま第二読会に上程してよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでございますので、第二読会に上程することに決定したします。

——— ◇ ——— ◇ ———

【第十八回議会本会議 （第二読会）】

○議長（長嶺秋夫君） 日程第十三住民の祝祭日に関する立法案を議題といたします。第二読会であります。行政法務委員長の報告願います。

住民の祝祭日に関する立法案に関する審査報告書

六月九日の本会議において本委員会に付託された首題の立法案については、六月十二日、六月十四日及び六月十五日に委員会を開き、慎重に審議した結果、別紙案のとおり修正可決すべきものと決定した。

右報告する。

一九六一年六月十五日

行政法務委員会 委員長 下里 恵良

立法院議長 長嶺秋夫殿

住民の祝祭日に関する立法案に対する委員会修正案

住民の祝祭日に関する立法案の一部を次のように修正する。

第二条の一部を次のように改める。

こどもの日	五月五日	こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかる。

慰霊の日	六月二十二日	沖縄戦の戦没者の霊を慰め、平和を祈る。
「平和の日	八月十五日	終戦を記念し、平和を祈る。」を削る。

（下里恵良君登壇）

○下里恵良君　ただいま議題になりました住民に祝祭日に関する立法案についきまして、本委員長におきまする審査の御報告を申し上げます。

六月の九日の本会議におきまして本委員会に付託をされました本法案につきましては、六月の十二日、六月の十四日及び六月の十五日に委員会を開きまして審議をいたしました結果、お手元に配付してありますような修正案のとおり原案を修正可決すべきものと決定した次第であります。

略

第二には、慰霊の日六月二十二日「沖縄戦の戦没者の霊を慰める。」という説明の中で、「る」を削りまして、「慰め、平和を祈る。」と「平和を祈る。」をつけ加えたわけでございます。これは平和の日の削除に伴いまして、語句を修正して説明の項を加えたわけでございます。

第三は、平和の日八月十五日「終戦を記念し、平和を祈る。」の項を全部削除したわけでございます。この記念日については、六月九日の本会議におきまして嘉陽宗一議員から、これは再検討してもらいたいという御意見がございましたので、委員会におきましては検討した結果、この日は根本的において六月二十二日の慰霊の日と全く同一の趣旨の日でございまいして、一本にまとめるのを妥当と考えて、全会一致をもって削除することに決定をいたした次第でございます。　（中略）

○議長（長嶺秋夫君）　反対がありましので、採決いたします。

日程第十三を、読会を省略して確定議に附すことに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

四分の三以上でありますので読会を省略します。討論の通告がまいっておりますので採決の前にお願いいたします。反対討論です。二十七番（知花英夫君）。

（知花英夫君登壇）

○知花英夫君　住民の祝祭日に関する立法案について、沖縄社会大衆党所属議員を代表いたしまして反対の意見を開陳いたします。真の自由と平和を希望して最善の努力を払っているわれわれ琉球住民は、美風を育成し、よりよき社会より豊かな生活を築きあげる

ために住民の祝祭日を設定することについては賛成ではありますが、その内容について賛成致しかねるものがあるのであります。

まず第一点は、琉球政府の設立を記念して琉球の発展を期するために四月一日を琉球政府創立記念日として住民の祝祭日に設定するということについては、琉球政府はその設立の起源においてあくまでも暫定的なものであり、琉球のこの不自然な姿によって生まれた琉球政府であり、琉球の不自然な姿が正常に復することによって解消されて行くものであることは申しあげるまでもないのであります。

なおわれわれは琉球九十万住民は早期にこの不自然な姿を正常にもどすべく懸命の努力を目下払っている最中であります。こういうような観点からいたしまして、琉球政府の創立記念日を住民の祝祭日として祝し、設定するということはこの不自然な現状を固定化して、誤った観念を住民感情に醸成するおそれがあると思考するからであります。なおわれわれは現状を否定するのではないのですが、ところがその不自然な姿の上に立っておる政府の創立を記念して、それを基に琉球住民の発展をはかろうということにたいしては異論をもつものであります。

なおわれわれがわれわれ全住民が希求してやまないところの国旗の自由掲揚も当然許さるべきでありまして、そのときには住民祝祭日には当然掲揚されるものであり、かかる関係など考え合わせた場合に不合理に思うからであります。さらに琉球政府の設立の起源とその存立からいたしまして、琉球政府創立記念日を住民の祝祭日として設定して、その下に琉球の発展を期するということは、本立法案の第一条の冒頭に謳ってある真の自由と平和を求めてやまない点からいたしましても、全住民の祝祭日にするのは適当でないと思考されるからであります。講和条約第三条によって琉球の不自然な姿が生まれたのであり、この条約三条のもと、または極東の緊張の続くかぎりうんぬんの一方的声明につながる政府の下では真の自由と平和は求められないと思考するからであります。もちろん現在、琉球政府職員の休日に関する立法で公務員の休日が設定されているのでありますが、今回は公務員だけでなくして全住民の祝祭日の設定となるので、以上の理由を申しあげまして反対するものであります。

第二点は勤労感謝の日として十一月二十三日を祝祭日に設定するようになっておりますが、勤労を尊び生産を祝い、住民お互いに感謝するための趣旨には賛意を表するものでありますが、この日を五月一日に改めた方がよいと思考するのであります。その理由は、五月一日は労働祭の日として現在実施されておるからであります。なお六月二十二

日のような沖縄にとって特定のものは別といたしまして、可及的に日本法に一致させたいと思うからであります。それで先刻平良議員からいろいろの関係立法もあるので本日可決せず、十分に関係立法も上程をしてからもって行くべきであるという意見も出たのでありますが、そういうことも特に急ぐという理由もないのでありますが、それを本日、その意見もとり上げず可決をして行くということでありますので、われわれはこの決定に対しましてはあくまで反対をせざるを得ないのであります。以上申しあげまして、本立法案に反対する理由の説明をおわりたいと思います。

○議長（長嶺秋夫君）　次賛成の討論。桑江朝幸君。

（桑江朝幸君登壇）

○桑江朝幸君　住民の祝祭日に関する立法につきましては、五月三十日以来、各界の参考人等の意見も十分に聴収し、慎重審議を重ねて結論を出ましたものであります。また本法には本土において昭和二十三年七月二十日法律第百七十八号「国民の祝祭日に関する法律」の中に示された祝日の日を、五月三日の憲法記念日を除いて全部取入れてあります。祖国と分離された琉球の現状に思いをいたし、その慣習を尊重し、慎重な検討を加えてこれを採択し住民の希望を取り入れたものであります。ここでそういうように十分に参考人等の意見等も加えてなされたものであります。只今社大党の方から十一月二十三日の勤労感謝の日これに対しまして反対の意向がありましたが、これはわれわれが祖国と軌を一にして、祖国におきましてもこの日は五穀豊饒を祈念したところの立派な祝日になっております。これと軌を一にいたしましてわれわれの方も沖縄において、琉球において祝日として制定している次第でございます。琉球政府創立記念日につきましては、琉球政府が創立を記念し、琉球の発展を期するということは、現在の変則的な琉球の現状におきまして帰る間、本土に帰る間われわれは琉球の発展を期するという国民の一致協力の精神をここで涵養して行くものでありまして、祖国復帰の面との関係は、いささかもこれを恒久化するというようなことにはならない次第でございます。速やかに可決なされますよう、ここに賛成の意を表するものでございます。

○議長（長嶺秋夫君）　反対討論、古堅実吉君。

（古堅実吉君登壇）

○古堅実吉君　　只今議題となっております法案について反対の意見を述べたいと思います。反対意見を申し述べる前に一言明確にしておきたいと思います。

それは住民の祝祭日等に関して立法するということそのものには私も反対ではなく、賛

成であるということでございます。そのような立場に立って委員会における審議でもいろいろ意見を述べ主張して来たのでありますが、そのほとんどが容れられないものとなってしまったわけでございます。以下私がこの立法案について反対しなければならない具体的な内容について月日の順に申し述べることにいたします。先ず最初に琉球政府創立記念日、四月一日についてでございます。先程社大党所属議員の知花氏から反対の意見がございましたように、この日に関しての説明で琉球政府の創立を記念し、琉球の発展を期するとなっております。その日を入れるべきか、入れるべきでないかについての結論を出すためには、先ず琉球政府が誰によって、如何なる目的で設立され、如何なる性格と内容を持つものであるかなどについて、簡単にしろ考察されなければならない問題であると考えます。申しあげるまでもなく、琉球政府は一九五二年二月二十九日米国民政府布告第１３号によって同年４月１日に設立されたものであります。その目的は、表面上いかようにいわれているにしろ、アメリカ帝国主義の狙いである沖縄の永久属領化と極東における最大の原水爆基地化政策を円満に押し進めるためには、アメリカによる直接の三権行使よりは、住民をして間接的に行使した方が良いという植民地行政に対する経験上の判断から来ているものであって、県民により多くの自治権を与える目的で作られたというたぐいのものではないのでございます。しかもその基本的な性格はアメリカの占領統治の代行機関であるというところにあり、その内容はおおよそ政府というべき筋合いのものではございません。琉球政府がなすすべての法律行為に対してほとんど無制限といってよいほどに高等弁務官が拒否したり、停止したり、無効にしたりできるようになっていて、露骨にいえば、琉球政府は基本的にはアメリカ帝国主義の属領化と原水爆基地化政策に奉仕させるために作られたということができると理解しています。このような琉球政府に対して、われわれがその創立を記念するなどということは到底考えられないことであります。この創立を記念することは、これまで述べたアメリカの目的に賛同し、サンフランシスコ体制の恒久化に通じ、アメリカによる沖縄の属領化を意味するものであって、一日も早く祖国に帰らねばならない主張し続けている県民すべてが反対しなければならないものであります。それが一つの理由でございます。次に天皇誕生日四月二十九日についてでございます。昭和の初期に露骨に現れて来た日本軍閥はついに天皇制ファシズムに発展し、実に無謀なおそろしい侵略戦争を無限に広げまして、この侵略戦争によって私達は柱とも頼む父を失い、兄弟を失い、最愛の子を失い、夫を失い、親しい友人、親戚を失うなど、県民に一人としてその犠牲にならなっかたものは